

森林土木工事等における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

(趣旨)

第1 近年の夏季における猛暑日等の気候状況等を考慮し、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正に関し必要な事項を定めるもの。

(対象)

第2 本要領は、宮城県が発注する治山及び林道事業に係る工事並びに業務（以下「森林土木工事等」という。）を対象とする。

(用語の定義)

第3 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、新型コロナウイルス対策を実施する場合は「日最高気温が28度以上の日」をいう。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた基準日から工期末までの期間をいう。

ただし、年末年始休暇分として6日間（12月29日から翌年1月3日まで）、工期に8月を含む工事においては夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 基準日

工事着手日を基本とし、これにより難しい場合は、受発注者間の協議により決定する。

(4) 工期末

工期の算定に用いる工事完了日とする。なお、契約変更手続期間等を踏まえ、受発注者間の協議により事前に決定するものとする。

(気温の測定)

第4 気温の計測については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所若しくは地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の気温の計測結果又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁以外のものが行う観測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることができるものとする。

(積算方法)

第5 現場管理費の補正は、工期中に占める真夏日の割合である「真夏日率」を求め、これに補正係数を乗じることで「補正值」を算出し、現場管理費率に加算する。

ただし、積雪寒冷地域で施工時期が冬季となる場合等と併せて適用する補正值の上限は2.0%とする。

なお、補正は変更設計書作成時点で行うものとする。

[真夏日率(%)]=工事期間中の真夏日(日)÷工期(日)

[補正率(%)]=真夏日率(%)×補正係数(補正係数:1.2)

※両率ともに少数第3位四捨五入、少数2位止めとする。

2 第5の計測結果をもとに次の算定式により気温の補正を行うものとする。

ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式により難しい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

[気温(℃)]=観測された気温-標高差(m)×0.6/100(m)

[標高差(m)]=工事現場の標高(m)-計測箇所の標高(m)

※両算定は、少数第1位四捨五入、整数止めとする。

(取組内容)

第6 本試行の取組に当たっては、次の各号のとおり実施する。

(1) 発注者は、特記仕様書又は書面により本試行要領の対象工事である旨を明示する。

また、施工計画書に、適用する観測所、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。

(2) 受注者は、本運用に基づく設計変更を希望する場合は、発注者に対し基準日・工事日数並びに真夏日について、書面にて報告する。

なお、真夏日の算定に当たっては、第4の測定結果をもとに、第5第2項により補正した気温について、第3で定義する真夏日を集計する。

(3) 発注者は、受注者の報告に基づき、第5による現場管理費の補正を行う。

(適用)

第8 本要領は、令和4年7月1日以降に完成する森林土木工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月23日から施行する。